

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金

(平成23年度末までの時限措置)

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を**平成23年度末までに正規雇用した事業主**が、その後も引き続き正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者1人につき 中小企業は100万円、大企業は50万円

雇用形態は、以下のとおりです。

トライアル雇用活用型	ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合
直接雇用型	ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合
有期実習型訓練修了者雇用型	有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合
内定取り消し雇用型	ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくはハローワーク船橋にお問い合わせください。(電話047-431-8287)

参照：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other34/seikiantei.html>